

高松市監査委員告示第18号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年7月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和 6 年 7 月 1 日

高 松 市 監 査 委 員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R元	R2.2.28	第4号	意見【重点】	今里集会場の管理について	P27	都市整備局	都市計画課	R6.5.14
2	R2	R3.2.26	第3号	意見	西山ふれあいセンターについて	P20	市民局	香川総合 センター	R6.6.6

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	今里集会場の管理について		
意 見 の 内 容	地元との協議を通じて、譲渡も視野に入れた建物の売却を進めるなど、今後の施設の在り方について検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P27		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年5月14日
所 管 課 等	都市整備局 都市計画課
措 置 結 果	本件意見については、令和3年度から、建物使用貸借契約を締結している今里集会場管理委員会と建物の譲渡も視野に入れた売却等の協議を進めていたが、合意には至らなかった。 よって、6年4月に、集会場の使用については、土地所有者と取り交わした土地無償貸借契約書等に基づき同契約期間満了日（令和25年3月30日）まで、高松市公共施設再編整備計画（令和4年5月改定）に記載のとおり、存続させ継続使用することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	西山ふれあいセンターについて		
意 見 の 内 容	現在の土地賃貸借契約の賃貸借料の適正性を土地所有者と確認・協議されたい。 また、当該施設については、将来的な施設修繕費などの負担が大きくなることが想定されることから、地元譲渡や、地元で維持管理経費の負担を求めた上で無償貸付を行うなどの選択肢も含め、今後の施設の在り方について、検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P20		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月6日
所 管 課 等	市民局 香川総合センター
措 置 結 果	本件意見に係る賃貸借料については、令和5年10月に土地所有者と協議を行った結果、6年4月1日付けで、現状に即した適正な金額とするため、減額の変更契約を締結した。 また、同センターは、選挙に関する国の通知に基づき遠距離地区を含む投票区として、有権者の利便性を考慮し設置されている山間部地域の投票所であること、かつ、災害時の市指定緊急避難場所であることから、今後とも、本市で施設の維持管理を行っていくこととした。